

裁 決 書

審査請求人

横浜市

処分庁

横浜市 福祉保健センター長

平成29年10月18日付けで [REDACTED] から提起された審査請求 (平成29年度 (審) 第88号) について、次のとおり裁決します。

1 主 文

本件審査請求のうち、月割りされた収入充当額の修正を求める部分は却下し、平成29年7月分及び9月分について決定した処分の取消しを求める部分は認容し、同年8月分について決定した処分の取消しを求める部分は棄却する。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 (1) 事案の概要」に記載のとおり。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙2に記載のとおり。

(3) 前提事実

審理員意見書の別紙1「2 (3) 前提事実」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

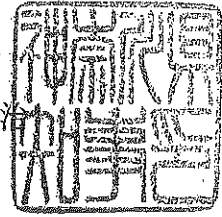
審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

審理員意見書の別紙1「4 理由」に記載のとおり。

平成30年 8月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

神

行
三
膳
よ
る
係
88号)

別
紙
一
長
を

審理員意見書

平成 30 年 3 月 1 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人
が平成 29 年 10 月 18 日付けで提起した処分庁 横浜市 福祉保健センター長に
よる同年 8 月 18 日付け生活保護変更決定処分についての審査請求（平成 29 年度（審）第
88 号）について、その裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙において、審査請求人 を「請求人」、処分庁 横浜市 福祉保健センタ
ー長を「処分庁」、株式会社 を「A社」という。



別紙 1

1 結論

本件審査請求のうち、月割りされた収入充当額の修正を求める部分は却下されるべきであり、平成 29 年 7 月分及び 9 月分について決定した処分の取消しを求める部分は認容されるべきであり、同年 8 月分について決定した処分の取消しを求める部分は棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、平成 29 年 8 月 18 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づく生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消し及び月割りされた収入充当額の修正を求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市 [] 区に居住し、本件処分時において、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 3 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から法第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 29 年 3 月 27 日を実施年月日として、処分庁は請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 同年 6 月 14 日の処分庁の記録には、請求人から、A 社で勤務するため、同月 12 日に福島県南相馬市の現地に入り、13 日に健康診断を受け、14 日から勤務を開始する旨のメールがあったことが記載されている。

オ 同月 19 日、処分庁は請求人から、①同月 14 日より [] において就労を開始しており、当面は、横浜と行き来しながら継続予定であること、②給与は月末締めで翌月 15 日に支払われること、③手持金が不足するため、前借りしてしのぐ予定であること等を勤務地からの電話により聴取した。

カ 同年 6 月 27 日付けで、処分庁は請求人に対し、次のとおり、同月 1 日を実施年月日とする保護変更決定処分を行った。

<平成 29 年 6 月分> 【略】

<平成 29 年 7 月分 (以降) >

最低生活費	125,160 円…①
〔 生活扶助費	80,160 円 (基準生活費)
〔 住宅扶助費	45,000 円
収入充当額	0 円…②
〔 就労収入	0 円
支給額	125,160 円 (=①-②)

キ 同年 7 月 4 日、処分庁は、上記の決定処分に基づき、同月分として 125,160 円を請求人に支給した。

ク 同日の処分庁の記録には、請求人から、同年 6 月 30 日付けで A 社を退職し、宿舎には同年 7 月 4 日まで滞在した旨のメールがあったことが記載されている。

ケ 同月 26 日、処分庁は請求人から、同月分の収入申告書及びその挙証資料として、同年 6 月に請求人が勤務した A 社が発行した給料明細書を収受した。これらによると、請求人が同年 7 月に得た就労収入等は次のとおりである。

就労日数	13.5 日
日給	14,000 円
支給額計	189,000 円
控除額計	100,154 円
〔 雇用保険料	1,134 円
〔 所得税	4,340 円
〔 作業服代	8,300 円
〔 布団代	8,580 円
〔 宿舍費 22 日 (1 泊 1,000 円)	22,000 円
〔 赴任費	5,800 円
〔 前払金	50,000 円
差引支給額	88,846 円

※「前払金 50,000 円」は、手持金が不足したとの理由により、請求人が A 社から給料支給日前に支払いを受けたものである。

※「作業服代 8,300 円」及び「布団代 8,580 円」については、給与から控除されたことに関して、請求人が A 社と交渉した結果、同年 7 月 28 日に、請求人に支払われた。

なお、請求人が福島県南相馬市における就労にあたり利用した経路の往復運賃(最安値)は次のとおりである。

電車	京急南太田駅～JR 新宿駅	1,108 円 (554 円×2)
高速バス	新宿～仙台	5,000 円 (2,500 円×2)
路線バス	仙台駅～原ノ町駅	2,600 円 (1,300 円×2)
合計		8,708 円

コ 同年 8 月 18 日付けで、処分庁は、請求人に対し、上記ケの収入申告書等の内容を踏まえ、「就労収入認定」及び「就労収入認定削除」を理由として、次のとおり、同年 7 月 1 日及び同年 8 月 1 日を実施年月日とする本件処分を行った。

<平成 29 年 7 月分>

最低生活費	125,160 円…①
生活扶助費	80,160 円 (基準生活費)
住宅扶助費	45,000 円
収入充当額	142,418 円…②
就労収入 (確定)	189,000 円
基礎控除	△32,400 円
必要経費	△14,182 円
	(雇用保険料 1,134 円 + 所得税 4,340 円 + 交通費 8,708 円)
支給額	0 円 (① - ② < 0)
自己負担額 (介護費・医療費)	17,258 円 (= ② - ①)

また、本件処分により算定し直した同年 7 月分の支給額 0 円と上記キの既支給額 125,160 円との差額 (保護費過支給額) 125,160 円については、同年 9 月から 11 月の 3 か月に 41,720 円ずつ収入充当することとした。

<平成 29 年 8 月分>

最低生活費	125,160 円…①
生活扶助費	80,160 円 (基準生活費)
住宅扶助費	45,000 円
収入充当額	0 円…②
就労収入	0 円
支給額	125,160 円 (= ① - ②)

<平成 29 年 9 月分 (以降) >

最低生活費	125,160 円…①
生活扶助費	80,160 円 (基準生活費)
住宅扶助費	45,000 円
収入充当額 (当月分)	0 円…②
就労収入	0 円
支給額	125,160 円 (= ① - ②)
収入充当額 (繰越分)	41,720 円
差引支給額	83,440 円

サ 同年 10 月 18 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消し及び月割りされた収入充当額の修正を求めて、本件審査請求を行った。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消し、充当額を修正するとの裁決を求める。

月割された充当予定額が大きく、生活と健康を圧迫している。3分割を6分割にしてほしい。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。)により算定される請求人の平成 29 年 7 月の最低生活費(医療費を除く。)は、125,160 円である。

イ また、平成 29 年 7 月 26 日に請求人より処分庁に対して申告のあった同月分の就労収入(6 月就労分)に関して、処分庁は収入総額 189,000 円より基礎控除 32,400 円及び必要経費(交通費) 8,708 円を控除した 142,418 円について、同年 7 月の収入として認定した。

ウ よって、請求人の同年 7 月の生活保護費(医療費を除く)は 0 円である。

エ しかし、請求人より当該就労収入が申告される前の同年 7 月 4 日に、処分庁は請求人に対して同月の生活保護費として 125,160 円を支給していたため、この 125,160 円について返納決定を行った。

オ 返納額 125,160 円について、処分庁は当初、同年 9 月から 11 月の各月に 41,720 円ずつ収入充当額として計上する決定を行ったが、その後、請求人より経済的負担が大きい、月 5,000 円程度であれば返納が可能との訴えがあったため、11 月以降について、11 月に 6,720 円、12 月から 2 月の各月に 5,000 円、3 月に 15,000 円、4 月に 5,000 円を計上する変更決定を行った。

カ よって、本件処分は何ら不当違法なものではない。

4 理由

(1) 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定し、同条第 2 項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

そして、法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

保護の要否及び程度の決定に当たっては、「原則として当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第 8 によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること」(次官通知第 10)とされている。

就労収入については、収入総額を認定し、勤労収入を得るための必要経費として、基礎控除等のほか、社会保険料、所得税、通勤費等の実費の額を認定することとされている(次官通知第 8 3 (1) ア)。

また、これらに加え、出かせぎ等に要する一般生活費又は住宅費の実費については、「真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えない」とされている(次官通知第 8 3 (5) ア)。

そして、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合には、原則として、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされ(局長通知第 10 2 (8))、その回数については、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべき(問答集問 13-3)として、保護の実施機関に一定の裁量権を認めている。

(2) 本件処分は、請求人が出かせぎにより得た就労収入の認定及び削除等を内容として行われたものであり、請求人は、これにより発生した過支給額の収入充当について、処分庁が設定した分割回数が少なく、1回あたりの収入充当額が多額であることを不服としているものと解される。

以下、平成 29 年 7 月分に係る部分(以下「本件処分 1」という。)、同年 8 月分に係る部分(以下「本件処分 2」という。)及び同年 9 月分以降に係る部分(以下「本件処分 3」という。)に分けて検討する。

(3) 本件処分 1 (平成 29 年 7 月分) について

ア 本件処分 1 の適法性について検討するに、支給額は、次官通知第 10 により、最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされているから、まず、保護基準に基づき、同月の請求人世帯における最低生活費を算出すると、上記 2 (3) コに記載のとおり、125,160 円となり、誤りはない。

イ 次に、同月分の収入充当額についてみると、就労収入額の合計は 189,000 円(前払金 50,000 円を含む。)であり、誤りはない。

そして、収入充当額の算出に際し、勤労に伴う必要経費として認定する基礎控除額は、次官通知第 8 3 (4) 別表に就労収入の月額に応じて定められており、上記 2 (3) コに記載のとおり、32,400 円で誤りはない。

必要経費のうち、雇用保険料 1,134 円及び所得税 4,340 円の認定額に誤りはなく、また、交通費 8,708 円については、処分庁は、最も経済的な経路により認定したものと認められ、誤りはない。

作業服代 8,300 円及び布団代 8,580 円については、処分庁は、A 社により一旦給料から控除された後、請求人が A 社と交渉した結果、同年 7 月 28 日に別途支給されたことを認識した上で本件処分を行ったものと認められるから、処分庁がこれら

の費用を必要経費と認定しなかったことに誤りはない。

ウ 宿舎費 22,000 円について、処分庁は必要経費として認定していない。しかし、横浜市に居住する請求人が福島県において一定期間連続して就労を継続するには、いわゆる出かせぎ労働者として勤務地の付近において宿泊せざるを得ないことは明らかである。また、上記 2 (3) エ及びオのとおり、処分庁は、請求人が福島県においてこのような出かせぎ就労を行うことについて報告を受けているから、宿泊が必要となることは認識していたといえる。

そうすると、上記 4 (1) で述べた次官通知第 8 3 (5) アに照らせば、宿舎費 22,000 円のうち、少なくとも請求人が A 社で就労するため、翌日の健康診断に備えて現地入りした平成 29 年 6 月 12 日から、当該勤務を終了した同月 30 日までの期間 (19 日間) に要した宿舎費 19,000 円は、「真に必要やむを得ないもの」に該当し、必要経費として認定されるべきである。

エ そして、処分庁が認定した必要経費 14,182 円に、宿舎費 19,000 円を加えると、必要経費の合計は 33,182 円となり、収入充当額は 123,418 円となる。

その上で、次官通知第 10 に基づき、最低生活費 125,160 円から収入充当額 123,418 円を引くと支給額は 1,742 円となるから、7 月分の支給額を 0 円とし、自己負担額 (介護費・医療費) を 17,258 円とした処分庁の決定は、法第 8 条に反するものと認められる。

オ 以上により、本件処分 1 は、違法と言わざるを得ない。

(4) 本件処分 2 (平成 29 年 8 月分) について

ア 上記 4 (3) アと同様に、まず、保護基準に基づき、平成 29 年 8 月分の請求人世帯における最低生活費を算出すると、上記 2 (3) コに記載のとおり、125,160 円となり、誤りはない。

イ 次に、請求人に同月分の収入はない (上記 2 (3) 7 参照) と見込まれたものと認められるから、当月分の収入充当額は 0 円で誤りはない。

ウ 以上により、次官通知第 10 に基づき、最低生活費 125,160 円から収入充当額 0 円を差引くと支給額は 125,160 円となるから、処分庁が行った本件処分 2 による支給額の算定に誤りはない。

エ 他に本件処分 2 に違法又は不当な点は認められない。

オ 以上により、本件処分 2 は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき行われたものであり、本件処分 2 を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(5) 本件処分 3 (平成 29 年 9 月分) について

ア 上記 4 (3) アと同様に、まず、保護基準に基づき、平成 29 年 9 月分の請求人世帯における最低生活費を算出すると、上記 2 (3) コに記載のとおり、125,160

円となり、誤りはない。

イ 次に、請求人に同月分の収入はないと見込まれたものと認められるから、当月分の収入充当額は0円で誤りはない。

ウ 次に、繰越分収入充当額 41,720 円は、本件処分1により算定し直した同年7月分の支給額0円と上記2(3)キの既支給額 125,160 円との差額(保護費過支給額) 125,160 円について、同年9月から11月にかけて3分割して41,720 円ずつ収入充当するとしたもののうちの9月分である。

エ この点、上記4(3)ウで述べたとおり、本件処分1において支給額を0円とした決定自体が不当であるから、そもそも過支給額の算定に誤りが認められる。

オ そのほか、繰越分収入充当額 41,720 円について検討するに、当該収入充当は、局長通知第10-2(8)及び問答集13-3に基づき行われたものと認められるところ、分割回数については「事情に応じて」とされていることからすれば、処分庁は請求人の生活状況、就労状況等を考慮した上で、最低限度の生活の維持が著しく困難とならない範囲において、分割回数を決定すべきであると解される。

この点、請求人は、出かせぎをしていることから見ても、安定した就労収入を継続的に得ているとは認め難いこと、処分庁も9月分の請求人の収入はないものと見込んでいることからすると、請求人の1か月分の最低生活費の約3分の1に相当する41,720 円を収入充当額とすることは、最低限度の生活の維持を著しく困難にする蓋然性が高い。そして、処分庁自身も、当職から処分庁への質問に対する回答において、3分割では1回あたりの収入充当額が過大であったことを認めている。

以上のことからすると、7月分の過支給額を収入充当するに当たり、分割回数を3回にとどめ、1回あたりの収入充当額を多額としたことは、請求人の事情を考慮した上で行われたものとはいえ、処分庁の裁量の範囲を逸脱したものと認められる。

カ 以上により、本件処分3には、分割収入充当の前提となる過支給額の算定自体に誤りが認められるほか、過支給額に係る収入充当の分割回数の判断に裁量権の逸脱が認められ、違法と言わざるを得ない。

キ なお、請求人が、月割りされた収入充当額の修正を求める部分については、行審法第46条第1項但書の規定により、審査庁は、本件処分の処分庁ではなく、またその上級行政庁でもないため、変更裁決は行うことができないから、不適法である。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、月割りされた収入充当額の修正を求める部分については、行審法第45条第1項の規定により却下されるべきであり、本件処分1及び本件処分3の取消しを求める部分については、理由があることから、同法第46条第1項の規定により認容されるべきであり、本件処分2の取消しを求める部分については、理由がないことから、同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

別紙 2

ア 法

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(実施機関)

第 19 条 都道府県知事、市長 (中略) は、(中略) この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前 3 項の規定により保護を行うべき者 (以下「保護の実施機関」という。) は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第 25 条 【略】

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)

3 【略】

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について (昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第 8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

1 【略】

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、(中略) 手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4) によるほか、社会保険料、所得税、(中略) 通勤費等の実費の額を認定すること。

イ～エ 【略】

(2)・(3) 【略】

(4) 勤労に伴う必要経費

(1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。(後略)

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ～キ 【略】

別表

基礎控除額表 (月額)

収入金額別区分	1 人目	2 人目以降
円 円	円	円
【略】	【略】	【略】
187,000～190,999	32,400	【略】
【略】	【略】	【略】

第 10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、

第 8 によって認定した収入 (以下「収入充当額」という。) との対比によって決定すること。(後略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について (昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

第 10 保護の決定

1 【略】

2 保護の要否及び程度の決定

(1) ~ (7) 【略】

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略) 当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額 (確認月からその前々月までの分に限る。) を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(後略)

エ 生活保護問答集について (平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)

問 13-3 戻入すべき場合の収入充当

(問) 局第 10 の 2 の (8) により返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月 1 回でなければならないか。

(答) 事情に応じて 1 回又は数回に分割して計上すべきである。

オ 生活保護法による医療扶助運営要領について (昭和 36 年 9 月 30 日付け社発第 727 号厚生省社会局長通知)

第 3 医療扶助実施方式

2 医療扶助の決定

(1) 【略】

(2) 本人支払額の決定

本人支払額は次により決定すること。

ア 要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。

イ 【略】

(3) ~ (5) 【略】

カ 生活保護法による介護扶助の運営要領について (平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 825 号厚生省社会・援護局長通知)

第 5 介護扶助実施方式

2 介護扶助の決定

(前略)

(1) ・ (2) 【略】

(3) 本人支払額の決定

本人支払額は、次により決定すること。

ア 要保護者が介護扶助のみ又は介護扶助及び医療扶助の適用を受けるものである場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費及び介護費を除く最低生活費を差し引いた額をもって介護費又は医療費の本人支払額とすること。

イ 【略】

(4) ～ (9) 【略】

キ 横浜市福祉保健センター長委任規則 (平成 13 年横浜市規則第 111 号。以下「委任規則」という。)

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 19 条第 4 項 (中略) の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1) ・ (2) 【略】

(3) 法第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

(4) ～ (22) 【略】

ク 行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。)

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第 45 条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合
その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 【略】

(処分についての審査請求の認容)

第 46 条 処分 (中略) についての審査請求が理由がある場合 (中略) には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 【略】

